

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」の要点その⑧

「効果的な学習教材の選定・開発」

人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければならない。その教材から、子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度を育みたいのかが、具体的に設定されている必要がある。

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～」(P25)

学習の目的に応じて選定・開発が望まれる教材例

- 1 生命の大切さに気付くことができる教材
- 2 様々な人権問題に気付くことができる教材
- 3 それぞれの人権問題を深く考えるための教材
- 4 自分自身を深く見つめることを意図した教材
- 5 身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い合わせ直すための教材
- 6 コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材

教材の選定・開発の際の留意点

既存の教材や教職員が作成した教材を子どもたちに与えるだけでは必ずしも十分ではない。例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたい。

教師・教授者の役割を問い合わせ直すことも重要であろう。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師には「ファシリテータ（学習促進者）」としての役割が期待される。すなわち、知識の一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが望まれるのである。

児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切である。例えば身近な事柄を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要である。